

さいたま市告示第 9 3 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 6 第 3 項の規定により、次のとおり地域包括支援センターの設置の届出がされたので、同法 1 1 5 条の 4 6 第 1 1 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 設置した施設

- (1) 運営法人 医療法人 聖仁会
- (2) 法人所在地 埼玉県さいたま市桜区上大久保 884 番地
- (3) 事業所名称 さいたま市桜区北部圏域地域包括支援センター西部総合
- (4) 事業所所在地 埼玉県さいたま市桜区上大久保 830 番地 1
西部在宅ケアセンター1 階
- (5) 設置年月日 令和 7 年 6 月 1 日

2 廃止した施設

- (1) 運営法人 社会福祉法人 浦和の里
- (2) 法人所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵 1064 番地 1
- (3) 事業所名称 さいたま市桜区北部圏域地域包括支援センター彩寿苑
- (4) 事業所所在地 埼玉県さいたま市桜区大字宿 400
- (5) 廃止年月日 令和 7 年 5 月 31 日

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 5 7 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 1